

居宅介護支援事業重要事項説明書

1、当事業所が提供するサービスについての相談窓口および営業日等

電話 077-564-0788

FAX 077-514-7881

営業日	月曜日～金曜日（祝日営業 / 土・日・年末年始 休業）
営業時間	午前8：30～午後5：30

担当

ご不明な点があれば、いつでもお尋ねください。

2、当事業所の概要

事業所名	居宅介護支援事業所 和花
所在地	草津市上笠二丁目5-8
事業所の指定番号	第2570600649号
サービスを提供する 通常の事業実施地域	草津市、大津市（月の輪・大萱・一里山・瀬田）、守山市、栗東市

3、当事業所の法人概要

名称	株式会社 調和
所在地	草津市上笠二丁目5-8
法人種別	株式会社
代表者	亀井 由巳

4、当事業所の従業員

職	員数	業務内容	勤務体制
管理者（兼務）	1名	業務の把握、管理	常勤
介護支援専門員	1名	ケアプラン作成、相談、調整	常勤
事務員	1名	給付管理業務、書類整理、連絡調整	非常勤

5、事業の目的および運営の方針

事業の目的	お客様の心身の状況や置かれている環境に応じて、ご本人やご家族のご意向に基づき、居宅サービス計画の作成をするとともに、サービスの提供が確保できるよう、各施設との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。
事業の方針	お客様の心身の状況や置かれている環境に応じ可能な限り居宅で自立した生活が送れるよう、お客様自らの選択に基づき、各種サービスの計画を適切かつ公正に行う。事業を行うにあたっては、お客様の所在する市町村、地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉センター等との連携に努める。

6、提供するサービスの内容

内容	提供方法
居宅サービス計画の作成と 各サービス提供事業者の調整	お客様とともに必要な援助を考え、居宅サービス計画を作成し、指定居宅サービス事業者等との連絡調整をおこないます。 指定居宅サービス事業者については複数の事業所を紹介し、お客様とともに必要な援助を考え、事業所を選択して頂きます。
サービスの実施状況及び 課題の把握、評価	居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。 把握に当たっては、少なくとも一月に一回以上、お客様のお宅を訪問し、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、お客様の状態を定期的に評価します。
給付管理	介護保険を使って受けられるサービスについて、実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類などについて調整し、また、サービスが計画通り提供されたかなどを確認して、給付管理を行います。
要介護認定の協力、援助	お客様が要介護認定の変更や、更新認定を受けるについて申請を代わって行うなど、その他必要な援助を行います。
お客さまからの相談の対応	介護保険や介護に関することなら、いつでもご相談をお受けします。

7、介護支援専門員の変更

担当の介護支援専門員については、いつでも変更できます。お気軽にご相談ください。

8、利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられている方は、介護保険制度から全額給付されますので利用料の自己負担はありません。利用表については、別紙にて説明させていただきます。ご参照下さい。

- * 介護報酬の改定に伴い、料金表に変更が生じた場合は、その都度、説明を行います。
- * 利用者ご本人が以前に保険料の滞納がある場合は、ご本人より別紙の料金をいただく場合があります。

その場合は当事業所が発行する指定居宅介護支援提供証明書をもって、差額の払い戻しを受けることができます。

(2) その他の料金

通常の事業実施地域以外の利用の場合は、次の交通費の実費を頂きます。

- 一、実施地域から片道 1 k mあたり 50 円にて計算した額。
- 二、タクシーを利用した場合の実費負担。

9、解約

- (1) お客様は当所に対し、「解約の通知」(お客様の請求により発行)を解約する日までに事業所に届け出ていただくことによって、この契約を解約することができます。ただし、緊急の入院などやむを得ない場合はこの限りではありません。尚、前記以外の解約につきましては、契約は当月末までとさせていただきます。
- (2) 当所は、事業の廃止などやむを得ない事情がある場合は、お客様に対して契約満了日1ヶ月前までに理由を示した文書でお知らせすることにより、契約を解約することがあります。この場合、当所は他の居宅介護支援事業所に関する情報をお伝えするなど、お客様が続けて、滞りなく介護保険のサービスを受けることができるように手配いたします。
- (3) 当事業所の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷などの迷惑行為、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為、職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載することが行われた場合は、解約をさせていただくことがあります。

10、契約の終了

次の場合には、自動的に契約は終了いたします。

- (1) お客様が介護保険施設に入所した場合
介護保険施設へ入所するにあたっては、必要な支援をおこないます。
- (2) お客様が要介護でなくなった場合
介護予防支援サービスや地域の保健福祉サービスの情報提供など必要な支援をおこないます。
- (3) ご利用者が医療機関に入院し長期の療養が見込まれる場合
- (4) お客様がお亡くなりになった場合

11、事故発生時の対応

ご利用者に対する指定居宅介護支援により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

12、非常災害対策

非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の指定居宅介護事業者等との連携および協力を行う体制を構築するよう努めます。

13、緊急時の対応方法

事業者はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

14、人権の擁護・虐待の防止

当事業所は、お客様の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

15、秘密保持と個人情報の保護

当所がサービスを提供する際に、お客様やご家族に関して当所が知り得た情報については、サービス担当者会議などのお客様へのサービス提供のために必要な業務以外では決して他に漏れないようにします。サービスの提供に関わって、お客様の情報を他の事業者等と共有する必要があるときは、あらかじめお客様に説明し同意書に署名捺印をいただきます。

16、損害賠償

お客様に対して当所の責任において賠償すべきことが起こった場合は、お客様に賠償をさせていただきます。

17、身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時およびご利用者やご家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

18、相談・苦情窓口

次のことについて、ご相談や苦情などがございましたら、当所の窓口まで遠慮なくお申し出ください。

(1) 当所が提供するサービスについて

(2) 居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについて

＊居宅介護支援事業所 和花 担当者 太田 晃人

電 話 077-564-0788 F A X 077-514-7881

その他相談機関

＊ 滋賀県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情相談室 電 話 077-510-6605

＊ 草津市介護保険課 介護保険係 電 話 077-561-2369

＊ 大津市健康保険部 介護保険課 電 話 077-528-2753

＊ 栗東市長寿福祉課 介護保険係 電 話 077-551-0281

＊ 守山市健康福祉部 介護保険課（すこやかセンター内） 電 話 077-582-1127

19、法令順守

事業者は、お客様より委託された義務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意を持ってその義務を遂行します。

年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、お客様に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 草津市上笠二丁目 5－8

名 称 居宅介護支援事業所 和花 印

説明者 介護支援専門員

氏 名 太田 晃人 印

私は、本書面により事業者から重要な事項の説明を受けました。

本 人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(代理人) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

別紙料金表

令和8年6.1改正

居宅介護支援費	要介護 1～2	要介護 3～5
	11,620 円／月 1,086 単位×地域区分 10.70 円	15,097 円／月 1,411 単位×地域区分 10.70 円

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用料	算定回数等
初回加算	300	3,210 円	1 月につき
入院時情報連携加算（Ⅰ）	250	2,675 円	利用者が病院又は診療所に入院した日（＊1）のうちに、必要な情報提供を行った場合（1 月につき）
入院時情報連携加算（Ⅱ）	200	2,140 円	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日（＊2）に、必要な情報提供を行った場合（1 月につき）
退院・退所加算（Ⅰ）イ	450	4,815 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 1 回受けた場合（入院又は入所期間中 1 回を限度）
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	600	6,420 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンスにより 1 回受けた場合 （入院又は入所期間中 1 回を限度）
退院・退所加算（Ⅱ）イ	600	6,420 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 2 回以上受け場合（入院又は入所期間中 1 回を限度）
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	750	8,025 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 2 回受けた（内 1 回はカンファレンスによる）場合 （入院又は入所期間中 1 回を限度）
退院・退所加算（Ⅲ）	900	9,630 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 3 回以上受けた（内 1 回はカンファレンスによる）場合 （入院又は入所期間中 1 回を限度）
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300	3,210 円	1 回につき
看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300	3,210 円	1 回につき
緊急時等居宅カンファレンス加算	200	2,140 円	1 月につき（2 回を限度）
ターミナルケアマネジメント加算	400	4,280 円	1 月につき

介護職員等処遇改善加算	2.1%	—	居宅介護支援費に対し月1回算定
-------------	------	---	-----------------

- ※ 初回加算は、新規に居宅サービス計画を作成した場合や要支援者が要介護認定を受けた場合、要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成した場合に算定します。
- ※ 入院時情報提供連携加算は、利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報を提供した場合に算定します。
 - (※1) 入院日以前の情報提供を含みます。営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含みます。
 - (※2) 営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含みます。
- ※ 退院・退所加算は、病院・介護保険施設等に入院、入所していた利用者が退院又は退所し、居宅において居宅サービスを利用する場合に、当事業所の介護支援専門員が当該病院等職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画の作成及びサービスの調整を行った場合に算定します。情報提供の回数・方法により算定区分が異なります。
- ※ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算は、利用者が小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、当事業所の介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護事業所に出向き、利用者に関する必要な情報を提供し、居宅サービス計画の作成等に協力した場合に算定します。
- ※ 看護小規模多機能型居宅介護事業所加算とは、利用者が看護小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、当事業所の介護支援専門員が看護小規模多機能型居宅介護事業所に出向き、利用者に関する必要な情報を提供し、居宅サービス計画の作成等に協力した場合に算定します。
- ※ 緊急時等居宅カンファレンス加算は、病院又は診療所の求めにより医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要なサービスの調整を行った場合に算定します。
- ※ ターミナルケアマネジメント加算は、著しい状態の変化を伴う末期の悪性腫瘍の利用者に対し、利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況、環境の変化等を把握し、主治医や居宅サービス事業者に情報提供するなどの適切な支援を行った場合に算定します。
- ※ 地域区分別の単価（**5級地 10.70円**）を含んでいます。

【地域区分】

地域区分とは、地域間に存在する格差を勘案し1単位の単価に差を設けることです。通常1単価10円となっていますが、これをただ単に全国共通なものとして利用すると地域ごとに不公平感が発生します。

地域によっては地価も違いますし、賃金単価基準も異なってきます。このような地域格差を「地域区分」により大分することで、地域格差を和らげようとするものです。

当事業所は**5級地(10.70円)**となります。